



九州北部豪雨災害に対する 森林保険の対応について

本年7月の九州北部地方を中心とした豪雨災害により被災された皆さまに対し、謹んでお見舞い申し上げます。

森林保険では、今回の豪雨災害に際し、災害救助法が適用されることとなった福岡県の3市町村(朝倉市、東峰村及び添田町)と大分県の2市(日田市及び中津市)に所在する森林を保険の目的としている保険契約、及び当該5市町村にお住まいの保険契約者又は被保険者の保険契約について、保険期間満了の30日前までに継続契約の申込みができなかった場合であっても、平成29年12月28日までに申し出があった場合は、同日まで継続による契約の締結を猶予します。

また、猶予期間内に保険料を添えて継続による契約の申込みが行われた場合は、前回契約と同一の契約条件により、前回契約の満了日をもって継続による契約が成立したものとします。

詳しくは、森林保険センター又は最寄りの森林組合連合会等にお問い合わせください(森林保険センターHPでもご確認いただけます)。



写真: 福岡県朝倉市の民有林(九州森林管理局HPより)

森林保険センターでは、被災された契約者、関係者の皆さまのお役に立てるよう努めて参りますとともに、今後の被災地の日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

保険商品の改定について

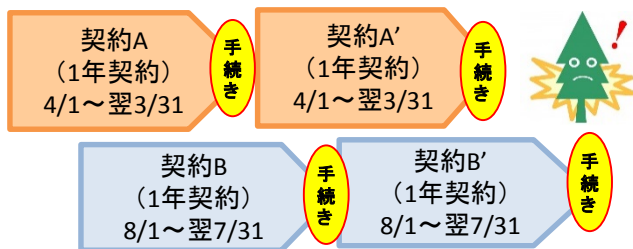
契約者・被保険者へのサービス向上を図るとともに、近年の災害リスク等を踏まえた保険となるよう商品改定を行います。改定商品は、平成31年4月以降に保険期間が開始となる契約に適用となりますが、保険料の見積もりや契約申込書の作成を行う期間を確保するため、平成30年4月から改定商品の販売を始めます。今回から数回に分けて、その内容についてご紹介していきます。

★複数契約の始期日を同じ日にそろえられます★

事例: 満期日の異なるAとBの2つの契約を持っている場合

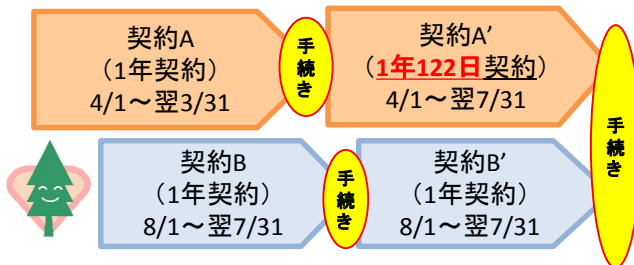
【現行】

現在の森林保険の契約期間は、「1年」が基本の単位。継続契約の手続きは、異なる満期日の都度、何度も行わなければなりません。



【改定後】

継続契約の手続きを同時期にまとめて行うことができるようにするため、1年未満の端数の付いた契約を可能にします。



※この仕組みは、契約始期日を統一するものであり、契約を統合するものではありません。

森林保険Q&A



しつもん

森林所有者でない者が、保険契約をすることができますか？

森林保険の保険契約は、契約森林の所有者でなくても契約することができます。一方、保険事故が発生した場合に保険金を受け取る被保険者は、保険の目的の所有者つまり契約森林の森林所有者に限られています(森林保険法第4条)。